

# 合併協議事項調整方針

平成14年8月

高 富 町

伊 自 良 村

美 山 町

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

## 1 合併の方式

山県郡高富町、同郡伊自良村及び同郡美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

※ 合併の方式には、新設合併（いわゆる対等合併）と編入合併（いわゆる吸収合併）があります。

## 2 合併の期日

合併の目標期日は、平成15年（2003年）4月1日とする。

※ 平成16年3月31日までに合併した場合は、人口3万人以上の要件のみで市になれます。

## 3 新市の名称

新市の名称は、山縣市とする。

## 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1とする。

現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とする。

※ 現在の高富町役場が新市の市役所になります。

※ 伊自良支所・美山支所の他に、現美山町中央公民館敷地内に「西武芸出張所」を設置します。

## 5 財産及び債務の取扱い

(1) 3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

(2) 財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

※ 高富町及び美山町には、次の財産区があります。

高富町 高富財産区

美山町 葛原財産区・谷合財産区・北武芸財産区・青波財産区・富永財産区・乾財産区

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

※ 在任特例制度を適用する場合は、合併後最長2年まで在任できます。

(2) 新市の議会の議員の定数は22人とする。

※ 現3町村の議会の議員数合計 42人(高富町16人・伊自良村12人・美山町14人)

※ 平成15年1月1日以降、地方自治法に基づく新市の議会の議員の定数の上限は26人となります。

(3) 選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。

## 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

※ 任期の特例制度を適用する場合は、合併後最長1年まで在任できます。

## 8 地方税の取扱い

(1) 個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱山税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

※ 3町村とも標準税率を採用しています。

(2) 入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。

(3) 固定資産税の納期については、美山町の例により調整する。

(4) 軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整する。

※ 合併時に新たな税は創設しません。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

※ 3町村の一般職の職員数合計(平成14年4月1日現在)

条例定数397人 ・ 実職員数367人

(2) 山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員につ

いては、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

※ 上記の一部事務組合の一般職の職員数合計(平成14年4月1日現在)  
条例定数95人 ・ 実職員数74人

- (3) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (4) 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
- (5) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。

## 10 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 新市の職務執行者については、3町村の長が別に協議して定めるものとする。

※ 新市の職務執行者とは、市長が選挙されるまでの間、市長の職務を行う者です。

- (2) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町村の長が協議して定めるものとする。

※ 法に特例の定めのあるもの                      教育委員会委員・選挙管理委員会委員・  
固定資産評価審査委員会委員

## 11 条例、規則等の取扱い

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備する。

## 12 事務組織及び機構の取扱い

新市における事務組織及び機構については、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

「新市における組織・機構の整備方針」

- (1) 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (2) 市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (4) 簡素で効率的な組織・機構

※ 新市の組織・機構

議会事務局・総務部・企画部・市民部・保健福祉部(福祉事務所)・産業経済部・基盤整

### 13 一部事務組合等の取扱い

(1) 3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。

※ 山県消防組合(消防関係)・山県郡環境衛生施設組合(一般廃棄物処理施設関係)・山県郡保健福祉事務組合(介護保険関係)・山県郡老人福祉施設事務組合(養護老人ホーム関係)・山県郡障害児療育施設事務組合(郡内居住心身障害児の通園療育指導関係)

(2) その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日当該組合に加入する。

※ 岐北衛生施設利用組合(し尿処理、火葬場関係)・中濃市町村造林組合(組合が保有する造林事業関係)・その他の一部事務組合<3>(岐阜県市町村職員退職手当組合 等)

(3) 岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日当該協議会に加入する。

(4) 山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日公平委員会を設置する。

### 14 使用料・手数料等の取扱い

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

(2) 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

※ 新市において、大半の「使用料」「手数料」は現行のとおりです。地域によって、変更により値上げとなる手数料としては、次のようなものがあります。

○ 住民票・印鑑証明書等の写し交付手数料、各種証明手数料等

現行 1件200円(伊自良村・美山町) → 新市 1件300円

### 15 公共的団体等の取扱い

#### 【公共的団体】

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

① 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に

努める。

- ② 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
- ③ 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

#### 【土地開発公社】

- (1) 伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社については、高富町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散する。
- (2) 高富町土地開発公社については、伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社の債権を譲受し債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。

#### 16 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。

- (1) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。

#### 17 町、字の区域及び名称の取扱い

町、字の区域及び名称については現行のとおりとする。

※(例) 現 行	新 市
岐阜県山県郡高富町高木1000-1	→ 岐阜県山県市高木1000-1
岐阜県山県郡伊自良村大門922-4	→ 岐阜県山県市大門922-4
岐阜県山県郡美山町谷合1358-1	→ 岐阜県山県市谷合1358-1

#### 18 慣行の取扱い

- (1) 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。
- (2) 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。
- (3) 伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。
- (4) 市のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。
- (5) 伊自良村のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては伊自良地域のキャラクターマーク及びキャッチフレーズとする。
- (6) 共同声明については、新市において検討する。

## 19 消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

- (1) 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。

※ 条例定数合計(平成14年4月1日現在) 656人

- (2) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。

- (3) 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。

## 20 各種事務事業の取扱い

### 20-1 自治会関係事業

- (1) 自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。

※ 現在、高富町は「自治会」、伊自良村及び美山町は「区」という名称を用いていますが、新市においては「自治会」に統一されます。

- (2) 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く(高富地域5、伊自良地域2、美山地域7)。

※ 新市の自治会組織は次のとおりです。

市自治会連合会	┌	高富地域	— 地区自治会連合会(5) —	74自治会
		伊自良地域	— 地区自治会連合会(2) —	10自治会
		美山地域	— 地区自治会連合会(7) —	72自治会

- (3) 自治会連合会事業については新市において調整する。

### 20-2 防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。

- (2) 伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。

- (3) 防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。